

滋ト協第 号
令和元年5月1日

会 員 各位

一般社団法人 滋賀県トラック協会
会 長 田 中 亨
(職印省略)

平成31年度自動車整備士等支局長表彰候補者の推薦について

冠省 毎々格別のご協力ご支援を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、滋賀運輸支局長より推薦依頼がありました。

つきましては、別紙表彰内規を参照していただき、該当候補者がございましたら、令和元年5月31日（金）迄に関係書類を添付のうえ協会あて推薦して下さい。滋賀運輸支局への提出期限まで日数が限られておりますのでよろしくお願い致します。

添付書類

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| ① 候補者名簿（協会で作成致します） | 3部 |
| ② 履歴書（別紙第4号様式により作成下さい） | 3部（内2部写可） |
| ③ 無事故・無違反証明書
（自動車安全運転センター発行のもの） | 3部（内2部写可） |
| ④ その他参考となる資料 | 3部（内2部写可） |

※ ご不明な場合は協会までご連絡下さい。

近運滋達甲第 18号
平成14年 3月18日
改正 近運滋達甲第 27号
平成15年 3月 7日
改正 近運滋達甲第 1号
平成24年 3月13日
改正 近運滋達甲第 1号
平成27年 5月15日

自動車整備士等支局長表彰内規

第1条 近畿運輸局滋賀運輸支局管内における自動車整備士等の表彰については、「近畿運輸局自動車関係功労者表彰内規」（平成27年1月27日付け近運達甲第1号以下「表彰内規」という。）及び「同内規の運用について」（平成27年1月27日付け近運総人第389号）によるほか、この内規の定めるところによる。

第2条 この表彰は、自動車整備技術の向上を図り、自動車の安全の確保及び公害の防止に資することを目的とする。

第3条 表彰は、次の各号に掲げる事業場において、自動車整備士、整備主任者、自動車検査員、整備管理者、整備教育指導員、その他これに準ずる者として、自動車整備に係る実務に永年従事している者であつて、成績操行ともに他の模範となり自動車整備の振興に著しく貢献した者のうちから、支局長が表彰状を授与して行う。

- (1) 自動車整備に関する事業
- (2) 自動車整備の養成事業

2. 前項の永年従事している者とは、毎年4月1日において当該業務に20年以上引き続き従事し、年齢が満40才以上の者であり、かつ、現在の事業場に10年以上勤務していること。

ただし、従事期間に中断のある者にあつては、その前後の従事期間を通算することができる。

第4条 表彰状は、次の各号に定める様式による。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる者にあつては、第1号様式
- (2) 前条第1項第2号に掲げる者にあつては、第2号様式

第5条 関係団体長は、第3条各号に該当する者があると認めるときは、次の各号に掲げる書類2部（内1部は写しでも可）を添えて、毎年4月末日までに支局企画輸送・監査部門あて推薦するものとする。

- (1) 表彰推薦者名簿 第3号様式
- (2) 履歴書 第4号様式
- (3) 無事故・無違反証明
- (4) その他参考となる資料

第6条 表彰は、毎年原則として7月に行う。

附 則

1. 第3条第1項に該当する者のうち、自動車整備優良事業者表彰により過去3年以内に支局長表彰を受けた事業者を含む。
2. 第3条第2項の規程による「年齢が満40才以上」については、施行後3ヶ年間は適用しないことができるものとする。
3. この内規は、平成14年 3月20日から施行する。
4. 自動車整備士等支局長表彰内規（昭和56年1月7日滋陸整第1号）は、平成14年3月19日をもって廃止する。

附 則

1. この内規は、平成15年 3月 7日から施行する。

附 則

1. この内規は、平成24年 3月13日から施行する。

附 則

1. この内規は、平成27年 5月15日から施行する。

履 歴 書

本 籍	(都道府県名のみ記載)		
現住所			
ふりがな 氏 名	印	生年 月日	大正・昭和 年 月 日生
最終学歴	昭和 年 月 日卒・修		
	期 間	事 業 者 名	職 名
職 歴	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	通 算 年 数	年 月	
自動車整備士の資格 級 第 号 年 月 日			
賞 罰			

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

事業者所在地
事業者名
代表者名

印